

保福介第2064号
平成24年9月14日

指定居宅サービス事業者 管理者
指定介護予防サービス事業者 管理者
指定地域密着型サービス事業者 管理者
指定地域密着型介護予防サービス事業者 管理者
指定居宅介護支援事業者 管理者
指定介護予防支援事業者 管理者 様

さいたま市保険福祉局福祉部介護保険課長
さいたま市 区役所健康福祉部高齢介護課長
(公印省略)

平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて(通知)

日頃から本市の介護保険事業の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、別添のとおり厚生労働省老健局介護保険計画課から「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて」(以下「免除証明書取扱通知」という。)通知がありました。

つきましては、被災した被保険者に対する減免措置の取扱いについて、介護サービス事業者は取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

また、東日本大震災で被災したことにより、本市から利用料の免除証明書を発行している被保険者に対しては、下記1、2の内容で通知をしていることを申し添えます。

なお、下記1の免除期間延長となる対象者については、既に被保険者宛に送付しておりますので、平成24年10月以降のサービス提供に当たりましては、改めて免除証明書の適用期間をご確認ください。

記

1 東京電力福島原発事故による避難指示区域等()から本市に転入された方の取扱い

利用者負担免除期間・・・平成25年2月28日まで延長されます。

警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定非難勧奨地点として設定されている4つの地域です。(過去に設定されていた場合も含みます。)

2 上記1の事由以外で、利用料が免除されていた方の取扱い

利用者負担免除期間・・・平成24年9月30日までで終了します。

(参考)リーフレットの同封

平成 24 年 9 月 6 日付け介護保険最新情報 Vol.299 で発出されたリーフレット
「介護サービスを利用される被災者の皆さまへ」を参考として同封します。
本市では、上記 1 の方のみ、引き続き利用料を免除します。

【担 当】

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

担当：安川・白河

電話 048 - 829 - 1264

さいたま市 区役所健康福祉部高齢介護課

担当

電話 048 - -